

家電リサイクル法における 指定引取場所共有化について

家電リサイクル法に基づいた廃家電4品目(テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)を指定引取場所に直接持ち込む場合、従来は家電製品のメーカーによって引取場所が違いましたが、10月1日よりすべてのメーカーの製品をどちらの指定引取場所でも引取することができるようになりました。

指定引取場所

- ・栗林海陸輸送㈱
(苫小牧市新明町1丁目6-3 ☎0144-53-5900)
- ・北海道日立物流サービス㈱苫小牧物流センター
(苫小牧市新開町3丁目7-1 ☎0144-55-8324)

問合せ

- 安平・厚真行政事務組合 ☎② 3151
- 住民生活課 ☎② 2940
- 廃家電収集委託業者
東胆振清掃企業組合 ☎② 2400

注意！ ごみ収集車の火災について

最近、ごみ収集車の火災が発生しています。

車両火災の主な原因は、中身の残ったスプレー缶やカセットボンベ等のエアゾール缶、使い捨てライター等があげられます。

ごみ収集車が火事になると、道路の通行や現場周辺のごみの収集、運転職員に危険を及ぼすおそれがあるほか、人命にかかわるなど大きな災害に発展する可能性がありますので、スプレー缶や使い捨てライターを「もやせないごみ袋」に入れて処分する場合は、次のことを守ってください。

■スプレー缶の出し方■

- ・中身を使い切った後、風通しのよい場所で穴をあけてから出してください。

■使い捨てライターの出し方■

- ・中身を完全に使い切ってから出してください。

町民皆さまのご協力をお願いします。



ごみ分別マスターが

活動しています！

ごみ分別マスター制度導入のきっかけ

現在、不適切に分別されたごみや曜日が守られていないごみが排出され、マナーを守れない人のごみにより分別の悪いステーションが多く見られます。「ごみを出してしまえば後は行政が処理してくれる」という考え方ではなく、「ごみを出す原因となつている町民皆さん一人ひとりが最後の処理まで責任を持つ必要があります。」

行政では、ごみ出しにおける住民意識を向上させ問題を改善すること、また今後更に進むと思われる資源ごみのリサイクル向上のため、分別品目拡大の取り組みを積極的に住民に担っていただくことを目的に、ごみ分別マスター制度を導入しました。

導入初年度である平成21年度は、希望する自治会・町内会から選出していただき進めていくこととしました。

ごみ分別マスターとは？

不適切な分別のごみ排出者の特定や注意する業務ではありません。地域の「ごみ分別に詳しい人」として活動していただきます。また、

分別の悪いステーションの改善に向けた取り組みをするための情報提供や提言をしていただく業務です。

ごみ分別マスターの選出

9月末現在で、自治会・町内会において選出いただいたマスターは次のとおりです。

安平第1自治会 平岡和夫さん・三上正志さん、追分第1町内会 月僧昭夫さん、追分第3町内会 大松忠さん・川瀬昭成さん、追分青葉町内会 鎌田晃一さん、追分若草町内会 馬場弘司さん・野田政義さん・柿崎耿司さん・黒河定男さん・西口喜久子さん・森池紀代美さん・秋田雪子さん・中山梅子さん

ごみ分別マスターの活動について

9月1日(火)に第1回目のごみ分別マスター全体会議が開催され、マスターの活発な意見等をいただき盛会に終了しました。全体会議は年2回ほど開催し情報交換を行う予定です。

今後において、自治会・町内会での不適切なごみの分別に対し、行政・マスター・町民皆さんで考えていきましょう！

問合せ 住民生活課環境衛生係

☎② 2940

